

## 第17回 埼玉県新型コロナウイルス感染症専門家会議 概要

1. 日時：令和2年11月30日（月）18：30～20：00

2. 会場：危機管理防災センター本部会議室

3. 委員（敬称略 五十音順）

岡部 信彦 川崎市健康安全研究所 所長

金井 忠男 埼玉県医師会 会長

川名 明彦 防衛医科大学校 教授

坂木 晴世 国立病院機構西埼玉中央病院 専門看護師

松田 久美子 埼玉県看護協会 会長

光武 耕太郎 埼玉医科大学国際医療センター 教授

4. 県側参加者

大野 元裕 知事

森尾 博之 危機管理防災部長

山崎 達也 福祉部長

関本 建二 保健医療部長

加藤 和男 産業労働部長

星 永進 保健医療部 参事

本多 麻夫 保健医療部 参事

岸本 剛 衛生研究所 副所長

## 5. 主な意見

### ア 現状の分析・評価について

- 関東近郊全てについて陽性者が増加している状況であり、このまま年末年始を迎えると、医療機関含めて厳しい状況になるため、今のうちにできるだけ対策を行うべきではないか。(岡部委員)
- コロナの患者の増加により、看護師等のスタッフ確保の為に一般病床を減らす、手術や検査が遅延するといったような、通常診療に影響が出てきている。(川名委員、坂木委員、光武委員)

### イ 福祉施設クラスターへの対応について

- 入院患者や重症者を減らすという意味で高齢者施設対策に重点を置くことは非常に重要である。(岡部委員)
- 病院と同じように、高齢者施設においても何かあったら即対応できるというような体制づくりが必要である。(金井委員)

### ウ 新型インフルエンザ対策特別措置法に基づく協力要請について

- 飲食店や夜の街関連での感染について、割合が増えていないが絶対数が増えていることから、飲食店の営業時間短縮を行うことは賛成である。(川名委員)
- どこまで効果があるかは分からないが、メッセージという意味で、何かしらの制限をかけることはやむを得ないのではないか。(光武委員)
- 時短要請は是非とも行うべきである。ただし、東京都からの流入を考えると、東京都と時期を合わせる必要がある。(金井委員)
- Go To が抑制されないのに会食を抑制して欲しいと言われても、どこまでの危機感があるのかということが伝わらない可能性があるため、医療が逼迫している状況をしっかりと伝えていただきたい。(坂木委員)

## 【県の対応】

- 県内の感染状況及び委員の意見を踏まえ、令和2年12月1日、以下のとおり特措法第29条4項に基づく協力要請を行った。（12月1日開催第33回新型コロナウイルス対策本部会議において決定。）

（事業者の皆様に対して）

- ・ 内容は、午前5時から午後10時までの営業時間の短縮
- ・ 要請の期間は12月4日（金）午前0時から12月17日（木）午後12時まで
- ・ 対象は、さいたま市大宮区、川口市、越谷市内の「酒類の提供を行う飲食店」及びカラオケ店

（県民の皆様に対して）

- ・ 営業時間の短縮を要請している、さいたま市大宮区、川口市、越谷市内の「酒類の提供を行う飲食店」及び「カラオケ店」の午後10時以降の利用回避

## エ 病床等の確保状況について

- コロナの診療にあたっては医師も看護師も精鋭部隊が投入されているため、コロナ病床を増やす場合には、それ以上に一般診療の人員が棄損されていると考えた方がいい。一般の方にもそこを十分理解していただく必要がある。

（川名委員）

- 看護師を含め医療従事者が本当に疲弊してきているという声を強く聞いているため、転院支援システムをうまく活用していただき、医療機関の負担を軽減する取組を行っていただきたい。（松田委員）
- 転院にあたっては陰性確認をした上で行う条件になっているが、退院基準を満たしているようであれば、PCRの陰性確認は必須ではない。ただし、受け入れを行う病院に対しては丁寧な説明が必要である。（岡部委員、川名委員）

オ ステージⅢ相当になった際の対応と現在の県民への抑制の呼びかけの考え方について

- ステージⅢで講ずべきとあるが、できれば今もう全て着手してもよいのではないか。(川名委員)
- 繁華街に限らず感染症対策が十分に取られていない施設については、施設条件によっては、取ろうとしても取ることができない施設もある。そういったところに何か支援を検討していただきたい。(坂木委員)

カ 家庭内感染の防止対策について

- 完璧に全部をやるのは難しい。全部やるべきであると打ち出してしまうと、逆に全部やらないということになりかねない。可能なことをなるべくやっていただきたい、それでも感染対策に結びつくというような形で打ち出すべき。(岡部委員)